『長野市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱』について

これまで本市がセクシュアル・ハラスメントのみに関して制定していた「職場におけるセクシュアル・ハ ラスメントの防止等に関する要綱」(H11.4.1施行)を、人事院規則「パワー・ハラスメントの防止等」(R2. 6.1施行)の制定等を受け全部改正し、パワー・ハラスメント等の防止策を加えた『長野市職場にお けるハラスメントの防止等に関する要綱』を制定するもの

人事院規則で規定するハラスメントの種類及び本市の要綱等の制定状況

	ハラスメント	人事院規則		本市要綱等の制定状況		
	の種類			制定	要綱等	
1	セクシュアル・ハラスメントの防止	「セクシュアル・ハラスメントの 防止等」 (H10.11.13施行)		0	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」 (H11.4.1施行)	
2	妊娠、出産、育児 又は介護に関す るハラスメントの 防止	「妊娠、出産、育児又は介護に 関するハラスメントの防止等」 (H28.12.1施行)		^	※要綱としては整備せず。 H25年にハラスメント全体に係る本 市取組資料「明るい職場づくりのた	
3	パワー・ハラスメントの防止	「パワー・ハラスメントの防止 等」 (R2.6.1施行)			めに〜ハラスメントのない職場づくりと相談体制〜」は策定	

市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱』

2 現行要綱との主な改正内容

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」 (R2.6.1改正施行)等に基づき事業主が講ずべき雇用管理上の措置を追加

条	項目	内容
第 3	職員の責務 (変更)	ハラスメントを してはならない 。(「しないよう注意しなければならない。」を変更) 職員以外の者に対するハラスメント に類する言動を 行ってはならない。
第10	ハラスメントに係る対応及び措置	ハラスメントの被害者に対する配慮のための措置、ハラスメントを 行った職員及びその所属長に対し、 懲戒処分を含む必要な措置等 を 定めている。
第11	職員以外の者からのハラスメント に類する言動に対する対応	事業者など <mark>職員以外の者からのハラスメント</mark> により職員の勤務環境 を害される場合にも対象を広げている。
第12	不利益な取扱いの防止	苦情相談等に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように定めている。
第14	公平委員会への苦情相談	窓口以外にも、公平委員会に対しても苦情相談を行うことができることを明示している。

3 実施時期

令和3年8月1日施行 (施行日以降の行為について本要綱を適用する。)

4 その他

国の一般企業向け研修資料を参考に、今後長野市版ガイドラインを作成